

被災建築物応急危険度判定講習会の受講のお願い

高知県土木部建築指導課

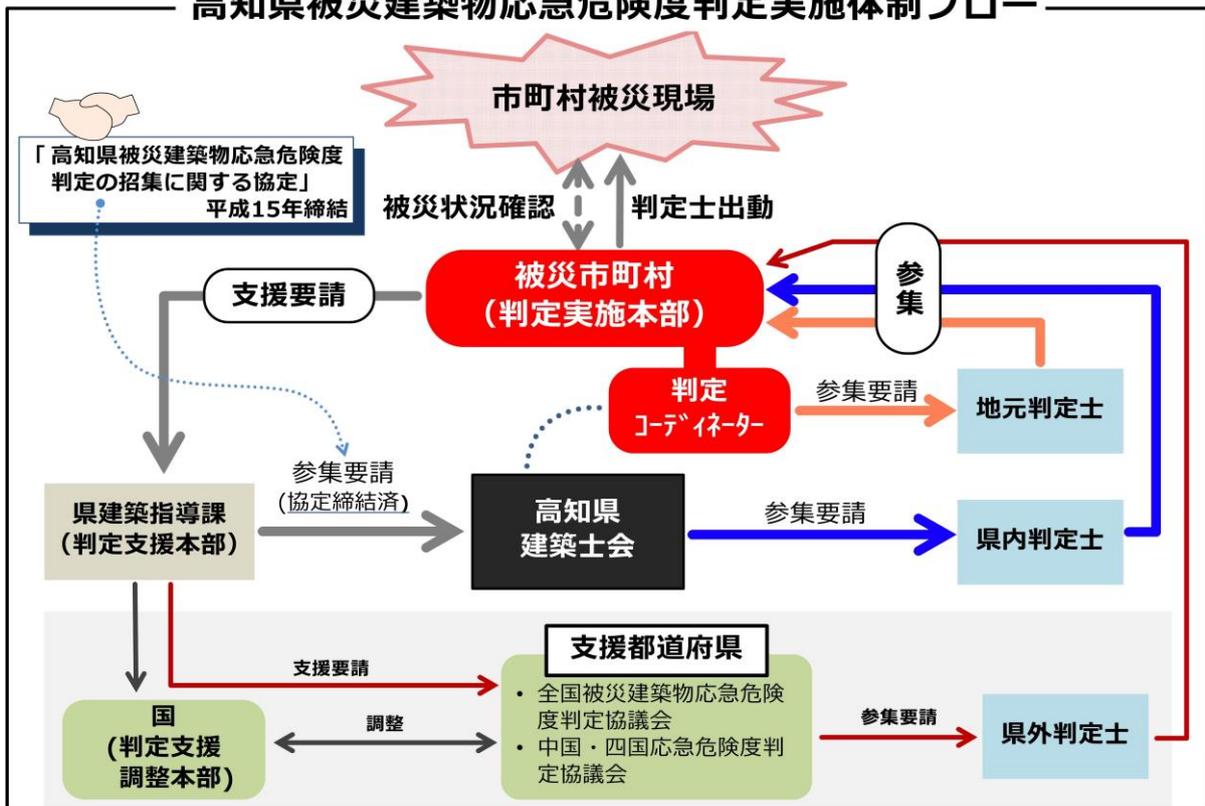
「被災建築物応急危険度判定制度」は、地震等の災害により建築物が被災した場合、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度です。住民や歩行者等に危険情報を提供することで、人命に係る二次被害を防止し、住民の安全の確保を図ることを目的とし、今年1月に発生した能登半島地震でも21日間に渡り実施されました。

南海トラフ地震発生の際には、高知県においても迅速に判定を実施する必要があり、県内の判定士を中心とした判定体制を整える必要がありますが、高知県では、判定士の人数がまだまだ不足している状況です。

未だ判定士登録をされていない建築士・建築施工管理技士の方におかれましては、ぜひとも講習会の受講及び判定士登録のご協力をお願いいたします。

なお、判定士登録には更新手続きは必要ありませんが、既に登録いただいている方も活動内容再確認のための受講をご検討ください。

高知県被災建築物応急危険度判定実施体制フロー



(問い合わせ先) 高知県土木部建築指導課 指導担当

TEL : 088-823-9891 メール : 172901@ken.pref.kochi.lg.jp